

尼崎市公営企業局指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 尼崎市公営企業局指定給水装置工事事業者規程（平成24年度尼崎市水道局管理規程第18号）第18条第2項の規定に基づき、尼崎市公営企業局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しに関する事。
- (2) 指定給水装置工事事業者に係る指定の効力の停止に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、お客さまサービス課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 計画担当課長
 - (2) 水道建設課長
 - (3) 水道維持担当課長
 - (4) お客さまサービス課長
 - (5) お客さまサービス課員の中からお客さまサービス課長が指名した者

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員会は、非公開とする。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員長、副委員長を含め委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を書面をもって上下水道部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、お客さまサービス課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。